

秋田市東部市民サービスセンター構内駐車場除排雪業務委託仕様書

秋田市東部市民サービスセンター構内の除排雪業務の委託に当たっては、以下に基づいて行うものとする。

1 作業実施場所

秋田市広面字釣瓶町13番地3 秋田市東部市民サービスセンター構内駐車場
※別紙「秋田市東部市民サービスセンター構内除排雪要領図」を参照

2 基本事項

- (1) 作業員は、道路交通法、建設業法施行令に規定された有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。

3 委託期間

委託期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

- (1) 新雪の除雪は、新積雪深がおおむね10cm以上になった場合、又はなると予想される場合、秋田市の指示により速やかに実施すること。
- (2) 業務遂行時、圧雪層（降り積もった雪が、通行する車両の重量等で繰り返し圧縮された、密度の高い雪の層）がある場合、それを完全除去し、駐車場内を完全除排雪すること。
- (3) 除排雪業務は、次のように実施すること。
 - ア 除排雪は、除雪ローダ（容量1.2m³以上）を使用すること。
 - イ 排雪は、ダンプトラック（4t以上）を使用するものとし、その単価は、秋田市の令和7年度秋田市道路除排雪単価表によるものとする。
 - ウ 排雪をやむを得ず午前9時から午後9時まで行う場合は、交通誘導員を配置するものとし、その単価は、秋田市の令和7年度秋田市道路除排雪単価表によるものとする。
 - エ 業務の実施に際しては、原則として現場代理人（助手は、不要）を派遣し、その代理人のもとに行うこと。
 - オ 業務中の交通等安全確保に十分留意し、必要な標識の設置および円滑な通行誘導を行うこと。

5 実施時間

原則として、午前7時から午前8時までに実施すること。

6 その他

- (1) 除排雪中に構内構造物を破損した場合は、受託者の責任において原状復帰すること。
- (2) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。